

林野庁本庁交渉（全国林野関連労働組合）  
議 事 要 旨

1 日 時 令和8年3月23日（月） 12:01～13:00

2 場 所 林野庁内 会議室

3 出席者

林野庁	長崎屋 圭太	国有林野部長
同	三上 善之	管理課長
同	岡村 篤憲	業務課長
同	石塚 洋介	管理課福利厚生室長
同	大島 真一	林政課管理官
同	田中 誠	管理課管理官
同	有山 隆史	業務課技術開発調査官
同	佐藤 晃	管理課管理官
同	山口 博央	経営企画課課長補佐（総括）
同	福島 行我	業務課課長補佐（総括）
同	並木 孝行	林政課課長補佐（人事管理班担当）
同	田中 慎一	管理課課長補佐（総務班担当）
同	鳥越 淳子	管理課課長補佐（労務管理班担当）
同	嶋崎 孝典	管理課課長補佐（安全衛生班担当）
同	池田 博美	管理課課長補佐（施設営繕班担当）
全国林野関連労働組合中央本部	中村 恭士	委員長
同	三品 幸弘	副委員長
同	鳴川 康也	書記長
同	天田 寿	執行委員
同	前川 康弘	執行委員
同	中村 雅幸	執行委員
同	横江 美幸	執行委員

4 交渉事項

- (1) 労働諸条件の改善について
- (2) 雇用と年金の接続について
- (3) 労働安全の確保・徹底等について
- (4) 宿舍の確保等について
- (5) その他の事項

(当局)

ただいまから、先般申し入れのあった交渉を開始する。

あらかじめ窓口において予備交渉を行い、交渉時間、交渉項目等を整理しているので、それに基づき進行をお願いします。

(職員団体)

労働諸条件の改善について。非常勤職員の雇用確保と処遇の改善に関しては、局・署における職員の労働過重を改善するための重要な課題であり、非常勤職員の採用初年度の適用単価を150円引き上げ、1,300円以上となるよう適用号俸を引き上げること。

(当局)

非常勤職員の給与については、職務の内容に応じた行政職俸給表を適用しつつ、これまでの職務経験等を考慮して決定しており、今後も給与法の改正を踏まえ適切に対応していく考えである。

(職員団体)

期間業務職員の通年・週5日フルタイム雇用の制度化を図ること。現場の安全対策を図るため、森林事務所に期間業務職員及び非常勤職員等の年間を通じた1～2名配置の措置を講じること。

(当局)

期間業務職員などの非常勤職員の雇用の安定と待遇の改善を図ることは重要であると認識しており、平成30年度より通年・週4日の範囲内において、予算の範囲内で雇用できるとしたところ。

非常勤予算には限りがあるものの、雇用の工夫等により期間業務職員の活用が図られるよう、引き続き指導してまいりたい。

また、森林事務所への複数名配置に関しては、安全対策の面からも効果があると考えているので、再任用制度の活用、隣接する森林事務所や署等との連携による応援に加え、森林事務所においては現場業務を基本としつつ簡易な事務作業を組み合わせるなど、雇用の工夫により非常勤職員の活用を図ってまいりたい。

(職員団体)

超過勤務縮減対策については、時間外労働をせざるを得ない実態等を生じさせないように、管理監督者としての責務を果たすこと。あわせて、客観的な勤務時間把握を行うこと。

(当局)

超過勤務の縮減は、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランス等の観点からも重要であると考えているところ。このため、令和3年3月に林政課長通知を改正し、超過勤務命令の上限規制に対応するため、超過勤務命令時に「チェックシート」を活用することなど新たな取組を追加して超過勤務縮減に取り組んでいるところ。

超過勤務時間の把握については、人材システムによる客観的かつ厳格な勤務時間管理が行えるようになっているため、業務内容の把握等を含め、制度の適切な運用を指導してまいりたい。

(職員団体)

2024年度の実績では、局・署において、月45時間超及び年360時間超の職員が存在している状況にある。こうした超過勤務の実態の改善が図られるよう、引き続き、各局への指導を徹底すること。

(当局)

長時間の超過勤務を行っている職員がいる場合には、その改善に向けて、人員配置の見直しや課を超えた応援体制を検討することなどを指導しているところ。

引き続き、森林管理局等に対して、超過勤務縮減対策を周知徹底するとともに、超過勤務縮減に取り組んでまいりたい。

(職員団体)

雇用と年金の接続について。定年年齢を65歳とする制度が完成するまでの間は、2013年の閣議決定等に基づき、フルタイムを中心とする職員の希望通りの暫定再任用を実現すること。

2027年度暫定再任用における短時間勤務再任用最終年度65歳の勤務条件については、職場の要員体制確立を図る観点から週4日勤務とするとともに、賃金及び一時金を引き上げること。

(当局)

暫定再任用フルタイムについては、対象者の意向を詳細に把握した上で、希望者全員を任用するとの方向で実施するとともに、事務系・現場系ともに64歳に達する年度までのフルタイム暫定再任用としたところ。

短時間暫定再任用については、事務系、現場系ともに65歳に達する年度において、2級3日を3級3日に拡大したところ。

また、令和9年度の暫定再任用短時間最終年度65歳に達する年度の勤務条件については、国有林野事業の円滑な推進に必要となる人員を確保する観点から、3級週4日勤務とすることについても検討してまいりたい。

(職員団体)

労働安全の確保・徹底等について。本庁・局・署等における安全管理体制の充実及び緊急連絡体制の強化に向けた指導を徹底すること。

健康安全協議会が毎月開催となっていない局の状況を踏まえ分析を行い、必要な対策を講じるとともに指導を徹底すること。

これまでの車両による重大災害及び重大災害に準ずる災害を踏まえ、安全装備を備えた車両の配備、林道点検等、交通災害の未然防止に向けた対策を指導・徹底すること。

(当局)

安全管理体制については、森林管理署長等がリーダーシップを発揮するとともに、現地での確かな対策と指示が行えるよう指導・教育を行い、安全管理体制の充実・強化に努めてまいりたい。

健康安全協議会の毎月開催については、森林事務所から署までの距離が遠く集まりにくいこと等により、2か月毎又は四半期毎の開催とされているところが見受けられた。

現在、GSS端末の配備状況等を踏まえ、対面開催と併せて、Web併用の開催を指導しているところ。引き続き、毎月の開催に努めるよう指導してまいりたい。

(当局)

林道の点検については、事業実施や大雨等の後に加え、継続的に利用されている路線については、3～5年に1回、委託による林道等施設点検を実施しているところ。

車両の安全装備については、バックカメラが義務化されているほか、中央調達の車両については衝突被害軽減ブレーキを標準装備としているところ。

(職員団体)

この間の災害状況では、年齢を問わず転倒等による災害が多発しており、2024年度は非常勤職員による災害も増加した。いずれにしても、過去の災害も踏まえて、引き続き対策をしてもらいたい。

また、健康安全協議会が毎月開催されていない状況について、Webでも毎月開催とならない場合、季節の変わり目や人事異動時に安全対策について、健康安全協議会で議論するよう林野庁から指導すべき。安全管理体制の強化に向け、Webを活用した健康安全協議会へ局安全担当を参加させるなどの工夫をしながら対応を進めてもらいたい。

(当局)

健康安全協議会の毎月開催について、今年度はWebの活用により改善を見込んでいたが、一部の局署では十分ではない状況にあるため、林野庁として局も交えながら毎月の開催に向け取り組んでまいりたい。

(職員団体)

2026年1月、2月に車両に係る公務災害が連続発生しており、いずれももらい事故による公務災害である。林野庁は防衛運転の励行を指導しているが、その内容が職員に十分、周知徹底されているのか懸念がある。事故の発生状況等を踏まえて、局に対して実効ある対策等、指導が必要と考えているため、検討してもらいたい。

(職員団体)

宿舎の確保等について。森林事務所を含む庁舎について、女性の勤務実態等を踏まえ女性トイレの整備を図ること。

宿舎修繕は、入居者の要望等に基づき、計画的な修繕を行うこと。また、合同宿舎の入居にあたっては、入居前に確実な点検を行うとともに、必要最低限の修繕・整備が図られるよう対策を講じること。

また、老朽化した宿舎整備に向け、各局との調整を行い計画的な整備を図ること。

さらには、宿舎の必要戸数の実質的な拡大が可能となるよう、関係省対応を含めた対策を講じ

るとともに、やむを得ず民間宿舎に入居する職員に対する負担軽減を図ること。

(当局)

庁舎の女性トイレの整備については、森林管理局の要望等を踏まえ、近畿中国局・奈良所の女性用トイレ増設、四国局の女性トイレの洋式化を予定しているところ。今後とも庁舎については執務環境の改善に向けて、宿舎については入居者の要望も踏まえつつ、緊急度・優先度を勘案し対応したい。

合同宿舎については、入居前の状況確認に努め、必要に応じて改善を依頼するとともに、それでもなお改善が図られないものについては、関係機関との調整に努める考え。

また、やむを得ず民間アパートに入居せざるを得ない職員に対してはこれまでと同様に情報提供に努めてまいりたい。

(職員団体)

安全管理については、問題提起させてもらったので、引き続き、協議していただきたい。

風通しの良い職場作りに向け、また、心が不健康になっている職員も増えているため、林野庁の指導をお願いしたい。

一方、林業の場合、伐木等ガイドラインの周知については十分目標に達していても、死亡災害については一向に減っていない。これは他の業種では見られない、林業だけである。職員の転倒や滑落といった死亡災害に繋がりがねない災害も起きている。先程、健康安全協議会の開催状況の話もあったが、林野庁全体の安全意識の向上や指導・徹底等の意識が十分ではないと思う。これは事業体の育成や業務運営にも関わるし職員自らの安全問題・労働条件にも関わってくる問題であるため、改めて林野庁全体で取組の徹底をお願いしたい。

(当局)

職場環境を改善し、働きやすい職場環境を作ることは国有林の業務運営の基本であり、本日、ご指摘いただいた点については、一步でも二歩でも改善に繋がるように努力をしてまいりたい。

ご発言の風通しの良い職場については、特に現場を預かる署長・次長の教育をしっかり行い、組織のトップとして職責を果たせるようにしたいと考えている。

また、安全に関する問題については、先ずは我々自身、特に国有林に携わる人間がしっかり受け止めて、やれることはないのか、真摯に考えていきたい。

今後とも意思疎通をしっかり図っていききたいので、よろしくをお願いしたい。

(以上)